

第6章 実施すべき事業の内容

重点整備地区において移動の円滑化を図るために実施すべき事業には、次のようなものがあり、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会及び府中市は、平成16年度に事業計画を策定します。

なお、各事業は¹ユニバーサルデザインの考え方にも配慮した「²重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」、「²道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「²移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」、「²公共交通旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」などに基づき整備を行います。

1 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは、特定旅客施設においてエレベーターやエスカレーター、福祉対応型トイレをはじめとするバリアフリー設備を整備したり、低床のバス車両の導入などによって、公共交通機関利用者の移動の円滑化を図る事業です。

各公共交通特定事業者においては、次に示す整備内容に基づいて公共交通特定事業計画を作成し、駅や車両のバリアフリー化に努めるとともに、接遇（利用者への対応）の向上に努めます。

なお、京王電鉄では、基本構想の検討段階で、府中駅の改札内に改札階とホーム階を結ぶエレベーターを設置しました。

(1) 鉄道

事業主体	場所	整備の内容
JR 東日本	府中本町駅	・改札階とホーム階を結ぶエレベーターを市と協力して設置 ・運行情報装置の設置
	車両	・車両のバリアフリー化の推進
	その他	・駅員、乗務員のバリアフリー教育の推進、教育内容の拡充
京王電鉄	府中駅	・手すりの点字内容の点検、改善 ・「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」に基づく音声や音響による案内、誘導の検討 ・福祉対応型トイレの ³ オストメイト対応 ・旅客施設と歩道の視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保に関する道路管理者との協議
	車両	・車両のバリアフリー化の推進
	その他	・駅員、乗務員のバリアフリー教育の推進、教育内容の拡充

- 1 ユニバーサルデザイン：道路・住宅・製品などを設計・製造する場合に、障害のある人用という区分けをなくし、だれでもが使えるものを作るという考え方。
- 2 各種基準及びガイドライン：各特定事業者が事業の実施に際し、遵守すべき具体的整備内容を示した基準及び利用者がより円滑に利用できるような望ましい整備内容を示した指針。
- 3 オストメイト：大腸ガン、膀胱ガンの治療のため、人工肛門、人工膀胱などのように手術で人工的に腹部に「排出口」(ストーマ)をつくった患者のこと。

(2) バス

事業主体	場所	整備の内容
京王電鉄バス 京王バス中央	停留所	<ul style="list-style-type: none"> ・停留所の視覚障害者誘導用ブロックの移設や敷設形態に関する道路管理者との協議 ・バス停ポールの表示デザインの統一 ・バス停上屋・ベンチの必要性に応じた設置
	車両	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のバリアフリー化の推進 ・車内のバス停名表示器の整備
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員のバリアフリー教育の推進、教育内容の拡充

次の課題については、今後、国の基準や社会的動向を見ながら検討を進めます。

事業主体	場所	課題
JR 東日本	府中本町駅	<ul style="list-style-type: none"> ・駅施設の点字案内板の設置 ・¹ホームドア等の設置によるホーム転落防止対策 ・視覚障害者にとって分かりやすく歩きやすい視覚障害者誘導用ブロックの形状や敷設方法等 ・バリアフリー対応新型券売機の設置
京王電鉄	府中駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームドア等の設置によるホーム転落防止対策 ・視覚障害者にとって分かりやすく歩きやすい視覚障害者誘導用ブロックの形状や敷設方法等

1 ホームドア：ホーム上の乗降客の安全を確保するため、列車のドアの位置に合わせてホーム上に設置されるドア。列車のドアと連動して開閉する。

2 道路特定事業

道路特定事業とは、特定経路を歩きやすい歩行空間とするため、移動円滑化基準に沿って歩道の拡幅や路面の改良、案内標識、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などを行う事業です。

道路管理者においては、現在の道路の構造を踏まえたうえで、次の整備内容に基づいて事業計画を作成し、バリアフリー化を推進します。

なお、府中市では、基本構想の検討段階で、府中本町駅北側の駅前広場と市道 4-124 号を結ぶエレベーターの設置や、市道 4-124 号と 4-244 号のバリアフリー化整備を行いました。

事業主体	整備路線	区間	整備の内容
東京都	府中街道	[イトヨカト [*] -府中店] ～ 寿町三丁目	・段差やこう配の改良、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等
		市民球場前～晴見町二丁目	
	鎌倉街道	[イトヨカト [*] -府中店] ～ [府中本町駅]	
	旧甲州街道	府中市役所前～八幡宿	
	国分寺街道	[富士見通り] ～ 府中小金井保健所前	
府中市	けやき並木 (国分寺街道)	府中小金井保健所前 ～ 大国魂神社前	・ゼロ段差部分で視覚障害者が歩車道境界を認識できる措置の検討 ・歩道内障害物(車止め、分電盤、街路灯等) の位置、大きさ等を含めた改善措置の検討 ・一時自転車置場の確保と放置自転車の撤去 ・自転車と歩行者の通行区分の分離の検討 ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設替えの検討
	市道 4-124 号 ～ 4-244 号	大国魂神社西 ～ [府中本町駅]	・店舗前における自転車の歩道上駐輪対策

(注) 区間の [] 内は施設等の名称、その他は信号交差点名称を表します。

3 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは、高齢者や身体障害者が安全に道路を渡れるようにバリアフリー対応型信号機(音響式信号機など) を整備したり、違法駐車取締り、違法駐車行為の防止についての広報・啓発活動などを行う事業です。

事業主体	整備の内容
東京都公安委員会	・交差点へのバリアフリー対応型信号機の設置 ・ ¹ LED 式信号灯器への更新 ・違法駐車行為の防止についての広報・啓発活動

¹ LED 式信号灯器：電球の代わりに発光ダイオード(Light Emitting Diodes) を用いた、西日による疑似点灯がなく、光源が強く視認性に優れている信号灯器。



4 その他の事業

(1) 準特定経路におけるバリアフリー化事業

準特定経路については道路の構造や周辺環境などを踏まえたうえで、移動円滑化基準を目標に、可能な部分の整備を行います。具体的な整備内容を以下に示します。

事業主体	道路名称	区間	整備の内容
国	甲州街道	小金井街道入口 ～ [ふれあい会館]	<ul style="list-style-type: none"> ・段差・こう配の改良および視覚障害者誘導用ブロック敷設について調査・設計を実施し、できる限り移動円滑化基準に沿った整備を実施する。 ・地元等と調整し、街路樹の一部撤去等による可能な限りの歩道幅員を確保する。
東京都	府中街道	市民球場前～寿町三丁目	<ul style="list-style-type: none"> ・段差やこう配の改良、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等
府中市	府中公園通り	府中警察署前 ～ [府中公園北西]	<ul style="list-style-type: none"> ・¹ ツリーキーパーの整備等による可能な限りの歩道幅員確保 ・歩道舗装不良箇所の改善による平坦性の確保 ・ゼロ段差部分で視覚障害者が歩車道境界を認識できる措置の検討 ・歩道の段差やこう配の改良 ・視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所への設置
	桜通り	市民球場前 ～ ルミエール府中東	
	市道 3-257 号	[府中公園] ～ [いちょう通り]	
	市道 4-50 号	[大国魂神社北西角] ～ [大国魂神社南西角] (公共用地の一部含む)	
	市道 4-1 号 (府中駅前通り)	大国魂神社東 ～ 府中駅北口 (ペDESTリアンデッキ 含む)	
	市道 4-353 号	[みずほ銀行府中支店前]	
	市道 3-219 号	府中駅北口 ～ [桜通り]	
	市道 4-50 号	[大国魂神社南西角] ～ 大国魂神社西	
	市道 4-438 号 ～ 4-394 号	[府中グリーンプラザ分館] ～ [府中街道]	
	市道 3-253 号 ～ 3-254 号	[府中公園南西] ～ [市民医療センター] (公共用地の一部)	

(注) 区間の [] 内は施設等の名称、その他は信号交差点名称を表します。

¹ ツリーキーパー：街路樹の根元を保護するための踏み固め防止板。

(2) 誘導サイン整備に関する取組

駅から周辺の主要な公共公益的施設までの道路上にある案内板の位置や内容を調査したうえで、色覚特性にも配慮し、分かりやすくなるよう検討を加え、各道路管理者の協力を得て必要に応じて改善します。

なお、視覚障害者に対する音による誘導方法については、より多くの人が使やすいものとなるように、現在のところ、さまざまな手法や機器が研究・開発されています。本市においては、今後このシステムの導入について検討を重ねます。

(3) 心のバリアフリーに関する取組

交通バリアフリー化を実現し、だれもが移動しやすいまちにするためには、施設を整備するだけでは不十分であり、その施設がどういう役割をもって、なぜ必要なのかをだれもが理解する必要があります。そのために、次の取組を行います。

自転車利用者のルールとマナーに関する普及・啓発活動

自転車は、身近な交通手段として、また、環境にやさしい交通手段として、多くの人が利用している乗り物ですが、利用するうえでのルールやマナーが守られていない状況が見られます。

特に駅周辺では、歩道上に自転車を放置することにより、歩行者の通行の妨げとなっています。なかでも視覚障害者誘導用ブロック上に自転車を置くことにより、視覚障害者が安全に通行できなくなってしまったり、放置自転車によって歩道の幅が狭められてしまい、車いすで通行することが困難となってしまいます。

また、歩道は歩行者の通行が優先であるにもかかわらず、自転車利用者の中には、歩道を通行する際にスピードを落とさずに通行したり、時には歩行者に対してベルを鳴らして通行するケースも見られます。もし、視覚障害者や聴覚障害者が歩行していた場合には、自転車の接近が見えなかったり、ベルが聞こえなかったりするため非常に危険です。

歩道上の自転車の放置をなくすため、また、自転車が歩道を通行する際の運転ルールの理解を深めるため、交通安全運動、自転車教室、広報など、機会をとらえて、自転車利用者のルールの遵守、マナー向上に関する普及・啓発活動を行っていきます。

学校教育における取組

これからの府中を担っていく子どもたちのバリアフリーに対する認識を深めるために、各学校では、バリアフリーに関する教育を、教科の授業や、児童会・生徒会などのボランティア活動、道徳、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じて行っています。また、障害者との交流活動や福祉体験活動などの校外での障害者理解体験等も実施しており、今後も充実していきます。

一方、教育委員会では、障害者を理解するための体験などを中心とした教員の研修を引き続き行っています。

施設のバリアフリー対応状況などに関する情報提供

社会福祉協議会と協力し、身体障害者が日常生活を営んでいくうえで必要な施設のバリアフリー対応状況等に関する情報を提供していきます。

また、身体障害者が日常生活の中で困っていることや周りの人ができる簡単な手助けなどを市民の皆さんに理解してもらうための普及・啓発を行います。